

令和9年度 歳入予算概算見積額積算内訳書

(第3表)

18 防衛省主管

部・款・項・目	前年度予算額	令和9年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
3000-00 官業益金及官業収入	千円	千円	
3200-00 官業収入			
3201-00 病院収入			
3201-02 防衛省病院収入	15,266,697	15,821,762	防衛省の病院等における診療の収入である。 令和8年4月～6月の収入実績を基礎として算出した。 1 一般病院等 令和8年4月 令和8年5月 令和8年6月 (280,216,149 円 + 313,296,021 円 + 240,321,281 円) × 12/3 = 3,335,334 千円 2 防衛医科大学校病院 令和8年4月 令和8年5月 令和8年6月 (1,048,219,644 円 + 954,313,833 円 + 1,119,073,459 円) × 12/3 = 12,486,428 千円 3 合 計 (1 + 2) 3,335,334 千円 + 12,486,428 千円 = 15,821,762 千円
4000-00 政府資産整理収入	1,135,133	649,820	
4100-00 国有財産処分収入			
4101-00 国有財産売却収入			
4101-05 船舶売却代	536,628	149,608	国有船舶の売却による収入である。 国有船舶の売却の見込の隻数等を基礎として算出した。 (隻数) (排水量) (単価) (消費税) 2,750トン型潜水艦 1 隻 × 2,750 t × 47,935 円／t × 1.10 = 145,003,375 円 510トン型掃海艇 1 隻 × 510 t × 1,870 円／t × 1.10 = 1,049,070 円 油船490トン 1 隻 × 490 t × 5,122 円／t × 1.10 = 2,760,758 円 油船270トン 1 隻 × 270 t × 370 円／t × 1.10 = 109,890 円 えい船50トン 1 隻 × 50 t × 11,650 円／t × 1.10 = 640,750 円 運貨船50トン 1 隻 × 50 t × 800 円／t × 1.10 = 44,000 円

部・款・項・目	前年度予算額	令和9年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			(2) 退職者発生見積（令和9年9月に退職した場合の償還金）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			<table><tr><td>区分</td><td colspan="8">退 職 者 発 生 見 積 内 訳</td><td colspan="2">自衛隊法施行令第120条 の15の償還金</td><td colspan="2">令第120条の15に定める在職月 × — 令和7年9月付退職までの在職月 — 令第120条の15に定める在職月</td></tr><tr><td>期別</td><td>7年度末在職人員 (人)</td><td>8年度在職率 (%)</td><td>9年度退職率 (%)</td><td>9年度退職者 (人)</td><td colspan="8">(千円)</td></tr><tr><td>40</td><td>71</td><td>×</td><td>(100 — 4.2)</td><td>×</td><td>2.2</td><td>=</td><td>1</td><td>42,780</td><td>千円</td><td>×</td><td>30 月</td><td>/</td><td>108</td><td>×</td><td>1 人</td><td>=</td><td>11,883</td></tr><tr><td>41</td><td>63</td><td>×</td><td>(100 — 1.8)</td><td>×</td><td>4.2</td><td>=</td><td>3</td><td>43,010</td><td>千円</td><td>×</td><td>42 月</td><td>/</td><td>108</td><td>×</td><td>3 人</td><td>=</td><td>50,178</td></tr><tr><td>42</td><td>72</td><td>×</td><td>(100 — 0.3)</td><td>×</td><td>1.8</td><td>=</td><td>1</td><td>43,050</td><td>千円</td><td>×</td><td>54 月</td><td>/</td><td>108</td><td>×</td><td>1 人</td><td>=</td><td>21,525</td></tr><tr><td>43</td><td>73</td><td>×</td><td>(100 — 1.9)</td><td>×</td><td>0.3</td><td>=</td><td>0</td><td>43,380</td><td>千円</td><td>×</td><td>66 月</td><td>/</td><td>108</td><td>×</td><td>0 人</td><td>=</td><td>0</td></tr><tr><td>44</td><td>69</td><td>×</td><td>(100 — 1.1)</td><td>×</td><td>1.9</td><td>=</td><td>1</td><td>43,630</td><td>千円</td><td>×</td><td>78 月</td><td>/</td><td>108</td><td>×</td><td>1 人</td><td>=</td><td>31,511</td></tr><tr><td>45</td><td>66</td><td>×</td><td>(100 — 1.8)</td><td>×</td><td>1.1</td><td>=</td><td>1</td><td>43,800</td><td>千円</td><td>×</td><td>90 月</td><td>/</td><td>108</td><td>×</td><td>1 人</td><td>=</td><td>36,500</td></tr><tr><td>46</td><td>79</td><td>×</td><td>(100 — 0.3)</td><td>×</td><td>1.8</td><td>=</td><td>1</td><td>44,210</td><td>千円</td><td>×</td><td>102 月</td><td>/</td><td>108</td><td>×</td><td>1 人</td><td>=</td><td>41,754</td></tr><tr><td>47</td><td>79</td><td>×</td><td>(100 — 0.1)</td><td>×</td><td>0.3</td><td>=</td><td>0</td><td>47,310</td><td>千円</td><td>×</td><td>108 月</td><td>/</td><td>108</td><td>×</td><td>0 人</td><td>=</td><td>0</td></tr><tr><td>看護5 (自)</td><td>65</td><td>×</td><td>(100 — 3.8)</td><td>×</td><td>4.1</td><td>=</td><td>3</td><td>9,110</td><td>千円</td><td>×</td><td>30 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>3 人</td><td>=</td><td>11,388</td></tr><tr><td>看護6 (自)</td><td>65</td><td>×</td><td>(100 — 5.3)</td><td>×</td><td>3.8</td><td>=</td><td>2</td><td>9,360</td><td>千円</td><td>×</td><td>42 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>2 人</td><td>=</td><td>10,920</td></tr><tr><td>看護7 (自)</td><td>69</td><td>×</td><td>(100 — 2.1)</td><td>×</td><td>5.3</td><td>=</td><td>4</td><td>9,310</td><td>千円</td><td>×</td><td>54 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>4 人</td><td>=</td><td>27,930</td></tr><tr><td>看護8 (自)</td><td>71</td><td>×</td><td>(100 — 1.0)</td><td>×</td><td>2.1</td><td>=</td><td>1</td><td>9,800</td><td>千円</td><td>×</td><td>66 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>1 人</td><td>=</td><td>8,983</td></tr><tr><td>看護9 (自)</td><td>71</td><td>×</td><td>(100 — 1.4)</td><td>×</td><td>1.0</td><td>=</td><td>1</td><td>10,280</td><td>千円</td><td>×</td><td>72 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>1 人</td><td>=</td><td>10,280</td></tr><tr><td>看護5 (技)</td><td>29</td><td>×</td><td>(100 — 10.9)</td><td>×</td><td>7.8</td><td>=</td><td>2</td><td>9,100</td><td>千円</td><td>×</td><td>30 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>2 人</td><td>=</td><td>7,583</td></tr><tr><td>看護6 (技)</td><td>36</td><td>×</td><td>(100 — 11.7)</td><td>×</td><td>10.9</td><td>=</td><td>3</td><td>9,350</td><td>千円</td><td>×</td><td>42 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>3 人</td><td>=</td><td>16,363</td></tr><tr><td>看護7 (技)</td><td>33</td><td>×</td><td>(100 — 8.5)</td><td>×</td><td>11.7</td><td>=</td><td>4</td><td>9,300</td><td>千円</td><td>×</td><td>54 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>4 人</td><td>=</td><td>27,900</td></tr><tr><td>看護8 (技)</td><td>42</td><td>×</td><td>(100 — 5.9)</td><td>×</td><td>8.5</td><td>=</td><td>3</td><td>9,790</td><td>千円</td><td>×</td><td>66 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>3 人</td><td>=</td><td>26,923</td></tr><tr><td>看護9 (技)</td><td>42</td><td>×</td><td>(100 — 4.8)</td><td>×</td><td>5.9</td><td>=</td><td>2</td><td>10,270</td><td>千円</td><td>×</td><td>72 月</td><td>/</td><td>72</td><td>×</td><td>2 人</td><td>=</td><td>20,540</td></tr><tr><td>計</td><td colspan="8"></td><td colspan="8">362,161</td></tr></table>										区分	退 職 者 発 生 見 積 内 訳								自衛隊法施行令第120条 の15の償還金		令第120条の15に定める在職月 × — 令和7年9月付退職までの在職月 — 令第120条の15に定める在職月		期別	7年度末在職人員 (人)	8年度在職率 (%)	9年度退職率 (%)	9年度退職者 (人)	(千円)								40	71	×	(100 — 4.2)	×	2.2	=	1	42,780	千円	×	30 月	/	108	×	1 人	=	11,883	41	63	×	(100 — 1.8)	×	4.2	=	3	43,010	千円	×	42 月	/	108	×	3 人	=	50,178	42	72	×	(100 — 0.3)	×	1.8	=	1	43,050	千円	×	54 月	/	108	×	1 人	=	21,525	43	73	×	(100 — 1.9)	×	0.3	=	0	43,380	千円	×	66 月	/	108	×	0 人	=	0	44	69	×	(100 — 1.1)	×	1.9	=	1	43,630	千円	×	78 月	/	108	×	1 人	=	31,511	45	66	×	(100 — 1.8)	×	1.1	=	1	43,800	千円	×	90 月	/	108	×	1 人	=	36,500	46	79	×	(100 — 0.3)	×	1.8	=	1	44,210	千円	×	102 月	/	108	×	1 人	=	41,754	47	79	×	(100 — 0.1)	×	0.3	=	0	47,310	千円	×	108 月	/	108	×	0 人	=	0	看護5 (自)	65	×	(100 — 3.8)	×	4.1	=	3	9,110	千円	×	30 月	/	72	×	3 人	=	11,388	看護6 (自)	65	×	(100 — 5.3)	×	3.8	=	2	9,360	千円	×	42 月	/	72	×	2 人	=	10,920	看護7 (自)	69	×	(100 — 2.1)	×	5.3	=	4	9,310	千円	×	54 月	/	72	×	4 人	=	27,930	看護8 (自)	71	×	(100 — 1.0)	×	2.1	=	1	9,800	千円	×	66 月	/	72	×	1 人	=	8,983	看護9 (自)	71	×	(100 — 1.4)	×	1.0	=	1	10,280	千円	×	72 月	/	72	×	1 人	=	10,280	看護5 (技)	29	×	(100 — 10.9)	×	7.8	=	2	9,100	千円	×	30 月	/	72	×	2 人	=	7,583	看護6 (技)	36	×	(100 — 11.7)	×	10.9	=	3	9,350	千円	×	42 月	/	72	×	3 人	=	16,363	看護7 (技)	33	×	(100 — 8.5)	×	11.7	=	4	9,300	千円	×	54 月	/	72	×	4 人	=	27,900	看護8 (技)	42	×	(100 — 5.9)	×	8.5	=	3	9,790	千円	×	66 月	/	72	×	3 人	=	26,923	看護9 (技)	42	×	(100 — 4.8)	×	5.9	=	2	10,270	千円	×	72 月	/	72	×	2 人	=	20,540	計									362,161							
区分	退 職 者 発 生 見 積 内 訳								自衛隊法施行令第120条 の15の償還金		令第120条の15に定める在職月 × — 令和7年9月付退職までの在職月 — 令第120条の15に定める在職月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
期別	7年度末在職人員 (人)	8年度在職率 (%)	9年度退職率 (%)	9年度退職者 (人)	(千円)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
40	71	×	(100 — 4.2)	×	2.2	=	1	42,780	千円	×	30 月	/	108	×	1 人	=	11,883																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
41	63	×	(100 — 1.8)	×	4.2	=	3	43,010	千円	×	42 月	/	108	×	3 人	=	50,178																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
42	72	×	(100 — 0.3)	×	1.8	=	1	43,050	千円	×	54 月	/	108	×	1 人	=	21,525																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
43	73	×	(100 — 1.9)	×	0.3	=	0	43,380	千円	×	66 月	/	108	×	0 人	=	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
44	69	×	(100 — 1.1)	×	1.9	=	1	43,630	千円	×	78 月	/	108	×	1 人	=	31,511																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
45	66	×	(100 — 1.8)	×	1.1	=	1	43,800	千円	×	90 月	/	108	×	1 人	=	36,500																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
46	79	×	(100 — 0.3)	×	1.8	=	1	44,210	千円	×	102 月	/	108	×	1 人	=	41,754																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
47	79	×	(100 — 0.1)	×	0.3	=	0	47,310	千円	×	108 月	/	108	×	0 人	=	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護5 (自)	65	×	(100 — 3.8)	×	4.1	=	3	9,110	千円	×	30 月	/	72	×	3 人	=	11,388																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護6 (自)	65	×	(100 — 5.3)	×	3.8	=	2	9,360	千円	×	42 月	/	72	×	2 人	=	10,920																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護7 (自)	69	×	(100 — 2.1)	×	5.3	=	4	9,310	千円	×	54 月	/	72	×	4 人	=	27,930																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護8 (自)	71	×	(100 — 1.0)	×	2.1	=	1	9,800	千円	×	66 月	/	72	×	1 人	=	8,983																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護9 (自)	71	×	(100 — 1.4)	×	1.0	=	1	10,280	千円	×	72 月	/	72	×	1 人	=	10,280																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護5 (技)	29	×	(100 — 10.9)	×	7.8	=	2	9,100	千円	×	30 月	/	72	×	2 人	=	7,583																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護6 (技)	36	×	(100 — 11.7)	×	10.9	=	3	9,350	千円	×	42 月	/	72	×	3 人	=	16,363																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護7 (技)	33	×	(100 — 8.5)	×	11.7	=	4	9,300	千円	×	54 月	/	72	×	4 人	=	27,900																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護8 (技)	42	×	(100 — 5.9)	×	8.5	=	3	9,790	千円	×	66 月	/	72	×	3 人	=	26,923																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
看護9 (技)	42	×	(100 — 4.8)	×	5.9	=	2	10,270	千円	×	72 月	/	72	×	2 人	=	20,540																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
計									362,161																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			注1) 48期生（令和9年3月卒業）については、卒業人員及び償還金額が定まっていないため、見積もっていない。 注2) 看護学科10期生（令和9年3月卒業）については、卒業人員及び償還金額が定まっていないため、見積もっていない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			3 合 計（1 + 2）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			100,073 千円 + 362,161 千円 = 462,234 千円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 9 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
4205-00 事故補償費返還金			
4205-01 在日合衆国軍事事故補償費返還金	40,604	37,978	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定により補償費及び見舞金等を支払ったことにより、合衆国政府から受け入れる立替金の返還金である。 令和 8 年度及び令和 9 年度における在日合衆国軍事事故補償費の歳出予算額を基礎として算出した。 1 令和 8 年度歳出予算額に対する歳入額 (歳出予算額) (償還対象期間) (合衆国負担率) 50,404 千円 × 6 / 12 月 × 75 % = 18,902 千円 2 令和 9 年度歳出概算要求額に対する歳入額 (歳出概算要求額) (償還対象期間) (合衆国負担率) 50,870 千円 × 6 / 12 月 × 75 % = 19,076 千円 3 合 計 (1 + 2) 18,902 千円 + 19,076 千円 = 37,978 千円
5000-00 雑収入	113,955,876	116,519,546	
5100-00 国有財産利用収入	7,016,866	6,647,557	
5101-00 国有財産貸付収入	7,009,039	6,640,467	
5101-01 土地及水面貸付料	1,196,208	1,155,257	国有土地及び水面の貸付料である。 令和 9 年度の貸付見込額を計上した。 電力施設等用地、駐車場等用地、航空施設用地、畜産施設用地 等 1,155,257 千円
5101-02 建物及物件貸付料	1,313,027	1,194,771	国有建物及び物件の貸付料並びに幹部隊舎及び政府専用機の使用料である。 令和 9 年度の貸付見込額を計上した。 防衛通信衛星、厚生施設、建物使用料 等 1,194,771 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目				前年度予算額	令和9年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳									
5101-03 公務員宿舍貸付料				4,499,804	4,290,439	国家公務員宿舍法第15条の規定により徴収する公務員宿舍の貸付料である。 令和8年4月～6月の収入実績及び令和8年度、令和9年度の新設見込数等を基礎として算出した。									
						(令和8年4月～6月実績)		(経年減額)		(取り壊し等減額)		令和7年度以前設置計画分 令和8、9年度途中完成分 の年換算額			
						1,092,006 千円 × 12/3		－ 78,281 千円		－ 1,516 千円		＋ 0 千円			
						令和8年度設置計画分 の令和8年度完成分		令和8年度設置計画分 の令和9年度完成分		令和9年度設置計画分 の令和9年度完成分					
						＋ 2,212 千円 ＋ 0 千円 ＋ 0 千円 ＝ 4,290,439 千円									
(単位：千円)															
区 分	令 和 8 年 度 以 前 既 設 分 ①								令 和 8 年 度 以 降 新 設 増 加 分 ②						③
	8 年 度 収 納 実 績				8 年 度 年換算額	9 年 度 経年減額	(C)とD 以外の増減 見込額 (転用・取 りこわし)	計 (B)-(C)±(D)	7年度以 前設置計 画分8、9 年度途中 完成分の 年換算額	令 和 8 年 度		9年度設置計画分		計 (F)+(H) +(I)+(K)	令和9年度 歳入見込額 (E)+(L)
	4 月	5 月	6 月	計						8 年 度 設 置 計 画 分		戸 数 面 積	9年度途 中完成分 の9年度 収入		
					(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)			(H)	(I)
宿 舎						戸 5,220 ㎡ (A)×12/3	戸 1,787 ㎡ 278,863.08 △ 78,281		戸 0 ㎡ 0.00	戸 37 ㎡ 1,022.52	戸 37 ㎡ 1,022.52	戸 0 ㎡ 0.00	戸 0 ㎡ 0.00	戸 0 ㎡ 0.00	2,212 3,625,111
駐 車 場						台 0 ㎡ (A)×12/3	台 0 ㎡ 0.00		台 0 ㎡ 0.00	台 0 ㎡ 0.00	台 0 ㎡ 0.00	台 0 ㎡ 0.00	台 0 ㎡ 0.00	台 0 ㎡ 0.00	0 665,328
合	人数														
	17,787	18,735	18,499	55,021	220,084		△ 8	220,076	0	120	120	0		0	120 220,196
計	348,934	378,661	364,411	1,092,006	4,368,024	△ 78,281	△ 1,516	4,288,227	0	2,212	2,212	0	0.00	0	4,290,439

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 9 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5102-00 国有財産使用収入	6,033	4,480	
5102-01 著作権及特許権等収入	304	170	国が所有する著作権及び特許権等の使用料である。 令和 5 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{ccc} \text{令和 5 年度} & & \text{令和 6 年度} \\ 404 \text{ 千円} & + & 107 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{ccc} \text{令和 7 年度} & & \\ 0 \text{ 千円} & & \end{array} \right) \times \frac{1}{3} = 170 \text{ 千円}$
5102-03 入場料等収入	4,380	3,064	自衛隊の特定行事及び自衛隊の特定施設に係る入場料の徴収に関する防衛省令第 3 条の規定により徴収する入場料である。 令和 8 年 4 月～6 月の収入実績を基礎として算出した。 大本営地下壕跡 $\left(\begin{array}{ccc} \text{令和 8 年 4 月～6 月実績} & & \\ 766 \text{ 千円} & \times & 12 \end{array} \right) \div 3 = 3,064 \text{ 千円}$
5102-02 寄宿料	108	108	自衛隊法施行令第 126 条の 7 の規定により徴収する宿舍費である。 令和 9 年度の受託教育計画に基づき算出した。 1 防衛大学校 53,244 円 外国人留学生受託教育（理工学研究科） $300 \text{ 円} \div \text{月} \times \left(\begin{array}{ccc} 11 & + & 18 \\ & & \div \end{array} \begin{array}{ccc} 31 & & \\ & & \end{array} \right) \text{ 月} \times 5 \text{ 名} = 17,370 \text{ 円}$ $300 \text{ 円} \div \text{月} \times \left(\begin{array}{ccc} 11 & + & 18 \\ & & \div \end{array} \begin{array}{ccc} 31 & & \\ & & \end{array} \right) \text{ 月} \times 1 \text{ 名} = 3,474 \text{ 円}$ $300 \text{ 円} \div \text{月} \times \left(\begin{array}{ccc} 12 & + & 0 \\ & & \div \end{array} \begin{array}{ccc} 31 & & \\ & & \end{array} \right) \text{ 月} \times 2 \text{ 名} = 7,200 \text{ 円}$ $300 \text{ 円} \div \text{月} \times \left(\begin{array}{ccc} 12 & + & 0 \\ & & \div \end{array} \begin{array}{ccc} 31 & & \\ & & \end{array} \right) \text{ 月} \times 7 \text{ 名} = 25,200 \text{ 円}$ 2 陸上自衛隊 11,060 円 (1) 陸曹航空操縦課程 警察庁 300 円 ÷ 月 × (8 + 1 ÷ 30) 月 × 1 名 = 2,410 円 警察庁 300 円 ÷ 月 × (10 + 0 ÷ 30) 月 × 1 名 = 3,000 円 消防庁 300 円 ÷ 月 × (12 + 0 ÷ 31) 月 × 1 名 = 3,600 円 計 9,010 円

部・款・項・目	前年度予算額	令和9年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
			(2)化学防護教育
			警察庁 300円／月×(5／30)月×21名＝1,050円
			消防庁 300円／月×(5／30)月×16名＝800円
			海上保安庁 300円／月×(5／30)月×3名＝150円
			参議院 300円／月×(5／30)月×1名＝50円
			計 2,050円
			3 海上自衛隊 43,809円
			(1)操縦訓練生受託教育(海上保安庁)
			第64期幹部学生 300円／月×(9＋0／31)月×2名＝5,400円
			第65期幹部学生 300円／月×(12＋0／31)月×2名＝7,200円
			第66期幹部学生 300円／月×(4＋0／31)月×2名＝2,400円
			第54期学生 300円／月×(12＋0／31)月×2名＝7,200円
			第55期学生 300円／月×(12＋0／31)月×2名＝7,200円
			第56期学生 300円／月×(12＋0／31)月×3名＝10,800円
			計 40,200円
			(2)整備訓練生受託教育(海上保安庁)
			幹部専門航空装備 300円／月×(7＋0／31)月×1名＝2,100円
			(3)海曹士専修科開式スクーバ課程(東京消防庁)
			300円／月×(1＋21／30)月×1名＝510円
			300円／月×(0＋2／31)月×1名＝19円
			計 529円
			(4)水難救助技術研修(警視庁)
			300円／月×(3／31)月×20名＝580円
			300円／月×(2／30)月×20名＝400円
			計 980円
			4 合 計 (1 ＋ 2 ＋ 3) 53 千円 ＋ 11 千円 ＋ 44 千円 ＝ 108 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 9 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5102-04 飛行場及航空保安施設使用料収入	1,241	1,138	国有飛行場及び航空保安施設の使用料である。 令和 5 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 1 不定期便着陸料 令和 5 年度 1,282 千円 + 令和 6 年度 1,165 千円 + 令和 7 年度 958 千円) × 1/3 = 1,135 千円 2 停留料 令和 5 年度 2 千円 + 令和 6 年度 5 千円 + 令和 7 年度 2 千円) × 1/3 = 3 千円 3 合 計 (1 + 2) 1,135 千円 + 3 千円 = 1,138 千円
5104-00 利子収入			
5104-03 延納利子収入	1,794	2,610	国の財産の売払代の延納を認めた場合又は国の債権の管理等に関する法律その他特別の法令の規定により履行延期の特約等を許可した場合に徴収する利息である。 令和 9 年度の収納計画に基づき算出した。 1 陸上自衛隊 (2 件) 972,675 円 229,652 円 743,023 円 2 海上自衛隊 (2 件) 264,000 円 10,000 円 / 月 × 12 月 × 1 件 = 120,000 円 12,000 円 / 月 × 12 月 × 1 件 = 144,000 円 3 航空自衛隊 (7 件) 1,372,800 円 3,000 円 / 月 × 12 月 × 1 件 = 36,000 円 5,000 円 / 月 × 12 月 × 1 件 = 60,000 円 10,000 円 / 月 × 12 月 × 1 件 = 120,000 円 20,000 円 / 月 × 12 月 × 1 件 = 240,000 円 30,000 円 / 月 × 12 月 × 1 件 = 360,000 円 46,400 円 / 月 × 12 月 × 1 件 = 556,800 円 4 合 計 (1 + 2 + 3) 973 千円 + 264 千円 + 1,373 千円 = 2,610 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 9 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5200-00 納付金			
5203-00 雑納付金			
5203-19 独立行政法人駐留軍等 労働者労務管理機構納 付金	90,122	69,402	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法第11条第3項の規定により、積立金の処分として独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構から納付される納付金である。 令和 5 年度以降 3 か年の当期末処分利益を基礎として算出した（翌事業年度繰越額は控除）。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 123,053,456 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年度} \\ 56,988,383 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 7 年度} \\ 28,162,983 \text{ 円} \end{array} \right) \times 1/3 = 69,402 \text{ 千円}$
5300-00 諸 収 入	106,848,888	109,802,587	
5305-00 授業料及入学検定料			
5305-01 授業料	4,615	4,411	自衛隊法第100条の2の規定に基づき、隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合に徴収する授業料である。 令和 9 年度における受託教育計画に基づいて算出した。 1 陸上自衛隊 1,025,600 円 (1)化学防護教育 21,000 円 × 16 名 = 336,000 円 (2)幹部初級課程 689,600 円 × 1 名 = 689,600 円 2 海上自衛隊 1,085,100 円 (1)水難救助教育 17,100 円 × 50 名 = 855,000 円 (2)海曹士専修科 230,100 円 × 1 名 = 230,100 円 開式スクーパ課程 3 防衛大学校 552,000 円 (1)理工学研究科 552,000 円 × 1 名 = 552,000 円 前期課程65期 4 防衛研究所 1,748,000 円 (1)第3期安全保障 46,000 円 × 3 月 × 2 名 = 276,000 円 戦略課程 (2)第4期安全保障 46,000 円 × 7 月 × 2 名 = 644,000 円 戦略課程 (3)第4期安全保障 46,000 円 × 1 月 × 18 名 = 828,000 円 戦略特別課程 5 合 計 (1 + 2 + 3 + 4) $1,026 \text{ 千円} + 1,085 \text{ 千円} + 552 \text{ 千円} + 1,748 \text{ 千円} = 4,411 \text{ 千円}$

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和９年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5306-00 許可及手数料			
5306-01 手数料	458	517	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条の規定により徴収する手数料である。 1 情報公開開示請求手数料 令和７年度の収入実績を基礎として算出した。 (件数) 5,144 件 × 10/100 = 514 件 (金額) 514 件 × 200 円 = 103 千円 2 情報公開開示実施手数料 令和７年度の収入実績を基礎として算出した。 4,137 千円 × 10/100 = 414 千円 3 合 計 (1 + 2) 103 千円 + 414 千円 = 517 千円
5307-00 受託調査試験及役務収入			
5307-01 受託調査及試験収入	13,266	9,711	受託契約により徴収する受託研究費及び試験研究費である。 1 防衛装備庁 令和５年度以降３か年の収入実績を基礎として算出した。 (令和５年度 令和６年度 令和７年度 2,712 千円 + 0 千円 + 0 千円) × 1/3 = 904 千円 2 防衛医科大学校 令和５年度以降３か年の収入実績を基礎として算出した。 (令和５年度 令和６年度 令和７年度 10,616 千円 + 8,467 千円 + 7,339 千円) × 1/3 = 8,807 千円 3 合 計 (1 + 2) 904 千円 + 8,807 千円 = 9,711 千円

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 9 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5309-00 弁償及返納金	98,953,590	100,163,117	
5309-01 弁償及違約金	5,247,101	6,896,952	会計法第41条、予算執行職員等の責任に関する法律第3条第2項及び第3項の規定による弁償金、物品管理法第31条に定める物品の亡失又は損傷等の場合における弁償金である。 令和 5 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $\begin{aligned} & \left(\begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 4,728,005 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年度} \\ 6,883,653 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 7 年度} \\ 9,079,197 \text{ 千円} \end{array} \right) \times \frac{1}{3} = 6,896,952 \text{ 千円} \end{aligned}$ (控除額) 令和 5 年度 過大請求事案に係る損害賠償金に係る違約金を控除した。 390 千円 令和 6 年度 過大請求事案に係る損害賠償金に係る違約金を控除した。 8,129 千円
5309-02 返納金	93,706,489	93,266,165	過誤払その他による歳出金の返納金、前金払等を行う契約に関し契約が変更された場合等の返納金である。 令和 5 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。なお、FMS 関係及び FMS における利子付口座内の運用利子の返納金は、ドル建てのため、支出官レートにより邦貨換算している。 1 FMS 関係 $\begin{aligned} & \left(\begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 92,698,464 \text{ ドル} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年度} \\ 133,734,002 \text{ ドル} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 7 年度} \\ 118,914,924 \text{ ドル} \end{array} \right) \times \frac{1}{3} \times \begin{array}{c} \text{(支出官レート)} \\ 149 \end{array} = 17,152,254 \text{ 千円} \end{aligned}$ 2 FMS における利子付口座内の運用利子 $\begin{aligned} & \left(\begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 361,877,462 \text{ ドル} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年度} \\ 286,092,627 \text{ ドル} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 7 年度} \\ 708,672,051 \text{ ドル} \end{array} \right) \times \frac{1}{3} \times \begin{array}{c} \text{(支出官レート)} \\ 149 \end{array} = 67,379,893 \text{ 千円} \end{aligned}$ 3 その他の返納金 $\begin{aligned} & \left(\begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 8,300,179 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年度} \\ 8,422,677 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 7 年度} \\ 9,479,197 \text{ 千円} \end{array} \right) \times \frac{1}{3} = 8,734,018 \text{ 千円} \end{aligned}$ (控除額) 令和 5 年度 異常圧力内作業等手当の過払いに係る返納金を控除した。 45,361 千円 令和 7 年度 移転を伴う在日米軍の訓練中止等に係る返納金を控除した。 2,300,800 千円 4 合 計 (1 + 2 + 3) $17,152,254 \text{ 千円} + 67,379,893 \text{ 千円} + 8,734,018 \text{ 千円} = 93,266,165 \text{ 千円}$

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和 9 年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5311-00 物品売払収入	3,413,301	4,378,735	
5311-04 不用物品売払代	3,273,702	4,221,817	不用決定した物品の売払代である。 令和 5 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 2,604,442 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年度} \\ 4,434,283 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 7 年度} \\ 5,626,726 \text{ 千円} \end{array} \right) \times 1/3 = 4,221,817 \text{ 千円}$
5311-05 返還物品売払代	139,599	156,918	返還物品の売払代である。 令和 5 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 268,275 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年度} \\ 72,636 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 7 年度} \\ 129,844 \text{ 千円} \end{array} \right) \times 1/3 = 156,918 \text{ 千円}$
5399-00 雑 入	4,463,658	5,246,096	
5399-01 労働保険料被保険者負担金	98,020	118,071	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条及び第23条の規定により国が立て替えた労働保険料である。 労働保険料の被保険者負担金の令和 8 年 4 月～6 月までの収納実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 8 年 4 月} \\ 6,335,753 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 8 年 5 月} \\ 7,058,516 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 8 年 6 月} \\ 16,123,362 \text{ 円} \end{array} \right) \times 12/3 = 118,071 \text{ 千円}$
5399-04 延滞金	8,778	8,744	国の債権の履行遅滞による延滞金である。 令和 5 年度以降 3 か年の収入実績を基礎として算出した。 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 5 年度} \\ 12,389 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 6 年度} \\ 5,253 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{令和 7 年度} \\ 8,590 \text{ 千円} \end{array} \right) \times 1/3 = 8,744 \text{ 千円}$ (控除額) 令和 5 年度 過大請求事案の損害賠償金に係る延滞金を控除した。 207 千円 令和 6 年度 過大請求事案の損害賠償金に係る延滞金を控除した。 58 千円
5399-07 給食費受入	3,260,141	3,811,739	職員が食事の有料支給を受けた食事代、隊員以外の者に支給する食事の代価である。 令和 9 年度の自衛隊幹部職員等に対する有料給食の歳出概算要求額及び加工率を基礎として算出した。 $\begin{array}{c} \text{令和 9 年度歳出概算要求額} \\ 3,391,227 \text{ 千円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{加工率} \\ 1.124 \end{array} = 3,811,739 \text{ 千円}$

部 ・ 款 ・ 項 ・ 目	前年度予算額	令和9年度見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5399-99 雑 収	1,096,719	1,307,542	光熱水料等の売店等部外者の負担金、その他上記科目以外の収入金である。 令和5年度以降3か年の収入実績を基礎として算出した。 令和5年度 令和6年度 令和7年度 (1,816,242 千円 + 949,734 千円 + 1,156,650 千円) × 1/3 = 1,307,542 千円
合 計	130,357,706	132,991,128	